銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第2項に基づく教習射撃場の指定の解除に係る 処分基準新旧対照表(案)

(改正部分は、下線部分である。)

旧

処分基準

令和2年1月10日作成

令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の8第2項

処 分 の 概 要:教習射撃場の指定の解除

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

法

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項(教習射撃場の指定)、<u>同</u>第9条の8第1項(教習射撃場の指定の解除等)・第2項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条(教 習射撃場の指定の解除)

処 分 基 準:

教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。

問 合 せ 先:所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内3177

備 考:

新

処分基準

<u>令和●年●月●日作成</u>

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の8第2項

処 分 の 概 要:教習射撃場の指定の解除

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項(教習射撃場の指定)、第9条の8第1項(教習射撃場の指定の解除等)・第2項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条(教 習射撃場の指定の解除)

処 分 基 準:

教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。

問 合 せ 先:所在地を管轄する警察署生 活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安 課 092-641-4141、内 3177

備 考: